

平成28年3月23日  
関東森林管理局

関東森林管理局における造林事業及び素材生産事業の総合評価落札方式について

関東森林管理局では、造林事業及び素材生産事業の総合評価落札方式における評価基準について一部改正しましたのでお知らせします。

- 1 技術提案の内容の中で、地域への貢献等に「有害鳥獣捕獲に関する協力の実績」を追加することとし、過去2年間の有害鳥獣捕獲に関する協力の実績がある場合は配点を加点することとしました。

配点の内訳については、総合評価落札方式（造林・生産事業）技術提案書作成要領（<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>）をご覧ください

- 2 上記の適用時期

平成28年4月1日以降入札公告するものから適用します。

お問い合わせ

関東森林管理局

総務企画部経理課契約適正化専門官 TEL:027-210-1149

森林整備部資源活用課課長補佐 TEL:027-210-1186

森林整備部森林整備課課長補佐 TEL:027-210-1184